条例の点検・見直しシート

			作成	に 年月	日					平成24	年6月29日
条例の題名 三重県昭和学寮顕彰人材育成基金		三重県昭和学寮顕彰人材育成基金条例	公	布	日					平成 12	年3月24日
条例番号平原		平成12年三重県条例第1号	直近	6 改正	日					平成 13	年3月27日
所管部局課 現		環境生活部多文化共生課	電	話番	号					059	-222-5974
		昭和学寮創設の精神を継承し、国際化社会に 費の財源に充てるため、基金を設置し、必要なる						要?	ける経	条例の 類型	財産管理型
視点		項目		回答	_			検	討	内 容	
必要性	条例の目的は、制定後の時間の経過にかかわらず現在でも 性を有している。			はい		舞台!初か!	に幅広 の基: 更事項	く活i 金のi であ	握する 役置目 る。	的は、現在	するという当 でも変わら
	条例の対象に対して、今後も公的な関与を行っていく必要が められる。			はい			重業の			育成は、教育が、公的な	
	条例に基づく事務・事業で、現在行われていないものはない。			はい		流活	めの支	摄	以立外		合や、国際交 液製などに 、ている。
	規制型の場合、現在の社会情勢の下で過度な規制となっていない。			該当なし	J						
	条例以外の手段で目的を達成する方法はない (規則、要綱等で 規定する余地はない。)。			はい		第241		項の	規定は	こ関しては、こ こ基づき、条	地方自治法 例で定める
適法性	根拠法令がある場合、その法令に抵触していない。			はい		地方	自治法	第 24	1条		
	憲法、その他の法令等に抵触しているとの評価を受けるおそれ はない (近年の判例動向に適合している。) 。			はい							
	条例に規定する事務手続と実務上の事務手続との間に食い違い はない。			はい							
有効性	条例の目的と条例に規定する手段との整合が図られている。			はい							
	条例の目的は、県民力ビジョン等と整合している。			はい		めにも	国際! 際化社	感覚 社会に	を身に こ資す	い、相手を つけることは る人材を育り なりを進める	は必要であ 或すること
	条例の規定の一部であっても、効果を疑問視する評価を受けたことはない。			はい							
	条例の規定の一部であっても、廃止した場合に明らかな支障 認められる。			はい		最低	限の規	定を	定めた	定めたもの 条例となっ しいと思われ	であり、必要 ているため れる
率	条例の目的の実現のために、条例が定める手段は必要であって、廃止すべき規定はない。			はい							
	条例の目的の実現のために、条例が定める手段は十分であって、追加すべき規定はない。			はい							
	関係する法令・条例との間において、条例に規定している手段 との重複はない。			はい							
公平性	条例の執行に当たって、その効果及びコストの配分は適正である。			はい						て事業を組 と体にて管理	
	条例の執行による効果が一部の県民に限られていない。			はい							
	条例の執行に伴うコストの負担が一部の県民に限られていない。			はい							
そ	条例の内容において、県民(団体)、NPO等県以外の主体と の連携に配慮している。			該当なし	J						
の他	市町等から条文の改正を求める意見を受けていない。			はい							
点検・見直し結果	改正・廃止の必要はない。	理由		特		記	事	頂	Į	見直しに	有効期限
		現在の規定は、要件のいずれをも満たし、改正の要がないと考える。	の必							関する規定の有無	に関する 規定の有 無
										無	無